年間スケジュールの目安（河川愛護活動団体）

実施要領の制定、通知

【3月下旬】
県庁

県民・団体への広報、募集

【4月上旬～下旬】
県庁、県総合支庁、市町村

① 申込み（新規/継続）（※1）
② 協定の申請（※2）
③ 負担金の交付申請
④ 口座振込申込書の提出
⑤ 誓約書の提出（※3）

【4月上旬～下旬】
活動団体→市町村→県総合支庁
※1 継続団体のうち、負担金の交付を受けず前年度と活動内容が変わらない団体は、継続申込書の提出を省略できます。
※2 継続団体のうち、※1により継続申込書の提出を省略した団体は、協定の申請も省略できます。
※2 継続申込書を提出した継続団体のうち、活動内容が変わらない団体は、協定の申請を省略できます。
※3 新規団体のみ。

① 認定
② 協定の締結

【～5月中旬】
県総合支庁、市町村

予算配当計画の決定

【5月下旬】
県庁

負担金の交付決定通知

【6月上旬】
県総合支庁

負担金の交付

【7月上旬】
県総合支庁

活動の実施

【通年】
活動団体

実績報告書の提出

【活動終了後】
活動団体→市町村→県総合支庁